

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託契約締結の際には守秘義務に関しても契約に含めることで取扱いに万全を期している。

評価実施機関名

神戸町長

公表日

令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>・新型インフルエンザ等が発生した場合に、新型インフルエンザの予防接種に関する事務を行う。</p> <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法及び番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定</p> <p>②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)</p> <p>③照会申請による予防接種履歴の照会</p> <p>④委託料の支払い</p> <p>⑤転入者・予診票紛失者への再発行等</p> <p>⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</p> <p>・番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報連携を行い、及び情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</p> <p>・第9条第1項</p> <p>・別表126の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・第67条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会事務の根拠)</p> <p>・番号法</p> <p>第19条第8号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報連携主務省令)(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)</p> <p>第2条 表 153の項、第155条</p> <p>(情報提供事務の根拠)</p> <p>・番号法</p> <p>第19条第8号</p> <p>・情報連携主務省令</p> <p>第2条 表 25の項、26の項、153の項、154の項</p> <p>第27条、第28条、第155条、第156条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部健康福祉課
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒503-2305 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1018番地 神戸町保健センター 0584-27-7555

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒503-2305 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1018番地 神戸町保健センター 0584-27-7555
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会を行う際には4情報または、住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管し、毎日施錠確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	II 1. いつの時点か	令和3年1月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	II 2. いつの時点か	令和3年1月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会事務の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、	(情報照会事務の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続法における特定の個人を識別するための	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する特例規定を新設する予防接	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和3年10月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する特例規定を新設する予防接種法及び検査法に基づき、予防接種の実施、給付の支給に関する事務を行う。 番号法においては、別表第一項目NO.10に基づき、予防接種法により予防接種の実施、給付又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。 また予防接種法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施及び予防接種履歴管理 ②新型インフルエンザの予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に関する応答 ④給付を受ける権利に係る届出等の受理、届出等の係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤転入者・予診票紛失者等への予診票配布等 他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。	・新型インフルエンザ等が発生した場合に、新型インフルエンザの予防接種に関する事務を行う。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法及び番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤転入者・予診票紛失者への再発行等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ・番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について、情報連携を行い、及び情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。) ・別表第一省令第10条、第67条の2	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第1項、別表126の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第5号) ・第67条の3	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会事務の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)の第12条、第13条 (情報提供事務の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、16-3、115の2の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令/総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)の第12条	(情報照会事務の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令(情報連携主務省令)(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条 表 153の項、第155条 (情報提供事務の根拠) ・番号法第19条第8号 ・情報連携主務省令第2条 表 25の項、26の項、153の項、154の項 第27条、第28条、第155条、第156条	事後	
令和6年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-8 人手を介在させる作業		記載	事後	
令和6年11月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられ		記載	事後	